

## 津市監査委員告示第4号

平成28年1月12日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年3月3日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年3月7日

津市監査委員 高 松 和 也  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 安 藤 友 昭  
津市監査委員 青 山 昇 武

## 記

### 第1 請求の受理

#### 1 受理年月日

本件監査請求は、平成28年1月12日に受理した。

#### 2 請求人

津市 渡 邊 省 三  
津市 上 野 達 彦  
津市 日 置 良 平  
津市 鬼 頭 美佐恵  
津市 大 井 節 子

#### 3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成28年2月4日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

##### (1) 請求の要旨

津市は、平成27年8月12日、津市観音寺町地内で協和不動産株式会社が開発を予定している宅地24戸（面積4518.43㎡）ほか開発面積合計7036.09㎡の「観音寺町宅地造成工事」に係る開発を許可したが、当該許可区域内には、都市計画道路上浜元町線（以下、「上浜元町線」という。）が計画されている。この上浜元町線の位置づけは、津市総合計画後期基本計画においては、道路ネットワークの整備におけ

る「域内連携軸の強化」として、生活圏域の一体性を高める幹線道路として整備を進め、「域内連携軸の形成・強化」を推進するための、優先順位の高い都市計画道路であるとされている。また、津市都市マスタープランにおいては、「骨格的な幹線道路網の形成」として、市内の交通渋滞の緩和を図るため、上浜元町線等の環状道路の整備に努めるとされている。さらに、三重県が公表する「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、概ね10年以内に整備（着手を含む）を予定する主要な施設として上浜元町線が示されている。

このような必要な道路等の公共用地を計画的に取得することを目的に「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）」が制定されており、県、市町村等がその土地を公共施設の整備等に必要なものと判断したときは、土地の所有者と協議を行い、合意に至ればその土地を買取することができる。また、道路等公共施設の用に供する用地を事業認可等の前に土地開発公社を活用して先行取得する方法もある。

しかしながら、津市は、この当該開発区域内にある「上浜元町線」について公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地取得の協議はもとより、先行用地取得をも作為的に行わず、将来において買収することにより事業推進を図ることとした上で、この観音寺町宅地造成工事に係る開発行為（以下、「当該開発行為」という。）が周辺住民に対し事前の十分な説明がなされないまま許可されている。この都市計画道路用地を開発前に先行取得すれば、28,200,000円で済むところ、現時点での見積想定額234,201,000円で取得する方法を選択した。そもそも、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされ、また、地方財政法（昭和23年法律第109号）は予算の執行に関して、同法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められ、公金支出の必要最小限の原則を旨としているにもかかわらず、206,001,000円もの余分な経費が必要と認識し、この上浜元町線の整備を進めようとしている。すなわち、①違法又は不当な公金の支出、②違法又は不当な財産の取得、管理又は処分、③違法又は不当な契約の締結又は履行が相当な確実さで予測が可能であり、また、市当局はその確

信を持っている。

(2) 求める措置の内容

違法行為の是正のため、当該開発許可に関与した津市長をはじめとする決裁権者、関与した責任者に対して、損害を賠償し、市としての姿勢を正すことを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を都市計画部開発指導室とし、関係書類の提出及び書面による事実関係の説明を求めた。

### 3 監査委員の辞退及び交代

議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次は地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、辞退する申出があったため、関与していない。また同委員は、平成28年2月17日付けで退任したため、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、都市計画部開発指導室が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

#### (1) 津市総合計画後期基本計画について

津市においては、津市が目指すべき将来像や、まちづくりの方向性など今後の市政運営の基本となる津市総合計画を策定されている。

総合計画は基本構想と基本計画に分けられ、基本構想については、津市のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像、まちづくりの目標などを明らかにしている。また、基本計画については、基本構想の考え方に基づき、より具体的な事業展開の方向などを示している。なお、計画期

間については、基本構想は平成20年度から平成29年度の10年間、基本計画は前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は平成20年度から平成24年度までの5年間、後期計画は平成25年度から平成29年度までの5年間としている。

この後期基本計画においては、活力のあるまちづくりを目指し、交流機能の向上にも資する道路ネットワークの整備を図るため、体系的な道路網の整備として、域内連携軸を形成するため、本市の骨格を形成し広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圈域の一体性を高める幹線道路として上浜元町線等の整備を進め、域内連携軸の形成を推進するとされている。

#### (2) 津市都市マスタープランについて

「津市都市マスタープラン」は上位計画である「津市総合計画」などの関係計画を踏まえ、将来の都市構造や土地利用、都市計画の基本的な方針など、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成22年7月に策定されている。

同プランでは都市づくりの分野別方針の交通体系の形成方針において、道路ネットワークの構築を目指し、「骨格的な幹線道路網の形成」として都市部の通過交通を分散するとともに、市内の交通渋滞の緩和を図るため、上浜元町線等の環状道路の整備に努めるとされている。

#### (3) 津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、三重県が都市計画区域全体を対象として、広域的見地から、都市計画の基本方針として個別都市計画区域毎に策定されたものの一つである。

三重県が平成25年に変更し、公表した「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設の都市計画の決定方針として、概ね10年以内に整備（着手を含む）を予定する主要な施設の一つとして、「種別：道路、都市計画道路名：3・4・14上浜元町線、路線名：一般県道津久居線」が挙げられている。

#### (4) 津市道路整備計画について

津市が、合併前から事業を継続している路線や整備計画路線等につい

て、効率的に投資効果の上がる道路整備を推進するとともに、幹線道路等の整備を行う路線の整備箇所や時期を示すことで、これまで蓄積してきた都市基盤を活用しつつ、効率的・効果的な基盤整備を進めるため、「津市道路整備計画（以下、「整備計画」という。）」が平成20年4月に策定されている。整備計画は10箇年計画であり、要整備路線31路線が市道整備路線として抽出されている。

平成28年1月末現在での進捗状況は13路線が着手、うち6路線が完了しているものの、18路線が未着手となっている。

なお、整備計画は計画期間の中間時期である平成25年3月に見直しが行われ、未着手路線18路線の整備優先度を評価し、A（評価順位1位から5位の5路線）、B（評価順位6位から10位の5路線）、C（それ以外の8路線）の3段階にランク付けが行われている。

(5) 上浜元町線について

上浜元町線は津市上浜町六丁目から津市久居元町までを区域とする総延長9,380mの路線であり、工区を分割して整備が行われている。本件監査請求の対象となる観音寺町宅地造成工事区域が含まれる工区は観音寺工区であり、見直し後の整備計画において路線名「都市計画道路上浜元町線③」として要整備路線31路線の一つとされているが、現時点においては未着手である。なお、平成25年3月に行われた未着手路線の整備優先度評価では、最も優先度が高い整備優先度Aに位置づけられ、未着手路線における整備優先度A内での優先順位は第4位となっている。

(6) 当該開発行為に係る開発許可について

当該開発行為は、平成27年4月下旬から津市観音寺町地内の宅地造成を目的とした開発行為に係る事前協議が開始され、同年7月3日付けで都市計画法第32条に基づく「公共施設管理者との協議申出書」が提出されており、津市開発事業調整部会に付議され、同法第32条の規定による公共施設管理者との協議及び同法第33条の規定による技術基準に係る審査が行われている。同開発事業調整部会からは開発区域内に上浜元町線の計画があることから「建築物の建築は極力、都市計画道路の区域外で検討すること。止むを得ず都市計画道路の区域内で建築をする場合は、都市計画法第53条に基づく許可申請手続きをされるよう土地購入者及び建築主に伝えること。」との条件や、地域への配慮として「防

犯灯の設置について協議すること。」等の意見・条件が事業者へ提示され、協議を重ねた結果、公共施設管理者の同意書（確認済書）が平成27年8月6日付けで交付されている。

当該同意書の交付に基づき、平成27年8月7日付けで当該開発行為に係る許可申請書が事業者から提出され、審査を経た後、津市より平成27年8月12日付けで開発行為許可書が交付されている。

(7) 見直し後の整備計画における対象路線の整備の考え方について

見直し後の整備計画においては、道路整備を行うに当たり、道路整備費は先ず着手済み路線の残事業に配分され、未着手路線の新規事業化については、新規事業への充当可能額及び社会情勢を踏まえつつ、優先度の高い路線から事業費・事業期間・事業環境を十分に考慮の上、選定し順次事業着手することとされている。

(8) 上浜元町線観音寺工区における用地買収について

上浜元町線観音寺工区については、現時点では事業化の目途が立っていないことを理由として、道路用地の先行取得は行われていない。

## 2 結論

本件監査請求について、適法な監査請求であると認めることはできないと判断した。

したがって、請求人の主張については、監査の対象とすることはできない。

## 3 結論に至った理由

本件監査請求において、請求人は観音寺町宅地造成工事に係る開発行為の許可について、その違法行為の是正のため、当該開発許可に関与した津市長をはじめとする決裁権者、関与した責任者に対して、損害を賠償し、市としての姿勢を正すことを請求している。

ところで、地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上

の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかである。

本件監査請求において、請求人が損害賠償の措置を求める前提の開発行為の許可は都市計画法上の行政処分であり、財務会計上の行為にはあたらない。

以上の理由から、本件監査請求は、住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、適法なものであると認めることはできないものと判断した。

#### 第4 意見

監査の結果、請求人の主張は認めることはできないものであったが、当該開発行為に対し、請求人をはじめとする地元住民からはより詳細な説明を求めるなど様々な要望が出されており、事業担当部局においては事業者とともにその対応に努めていることが認められる。

事業担当部局においては、事業者に対し、当該開発行為の許可に付された条件が遵守され、地元住民との間で問題が生じることのないよう指導を行うなど、今後も適切な対応に努められるよう意見するものとする。

以上